

議案第 8 号

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市飲料水供給施設の給水申込加入金の額について、かずさ水道広域連合企業団における加入負担金の額に合わせるとともに、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、使用料等の額を改めるため、君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例（昭和 52 年君津市条例第 9 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例（昭和 5 2 年君津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中「1 2 5, 0 0 0」を「1 0 0, 0 0 0」に、「5 0 0, 0 0 0」を「4 6 0, 0 0 0」に改める。

第 2 条 君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 8 条中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

第 3 条 君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中「2 5 0, 0 0 0」を「2 7 0, 0 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 1 条、次項及び附則第 7 項の規定 公布の日

（2）第 2 条並びに附則第 3 項から第 5 項まで及び第 8 項の規定 令和元年 1 0 月 1 日

（3）第 3 条及び附則第 6 項の規定 令和 2 年 4 月 1 日

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下同じ。）の申込みに係る給水申込加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込加入金については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込加入金及び同日以後の飲料水の使用料について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込加入金及び同日前の飲料水の使用料については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、第 2 条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して供給している飲料水の使用で、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初

めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月 3 1 日後である飲料水の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定された日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 3 1 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

6 第 3 条の規定による改正後の君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込加入金については、なお従前の例による。

7 第 1 条の規定の施行の日から第 2 条の規定の施行の日前までに君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例第 5 条第 1 項の規定によりされた改造の申込みであつて、給水管の口径を 1 3 ミリメートルから 2 0 ミリメートルに増径するものの給水申込加入金については、第 2 項の規定及び第 1 条の規定による改正後の君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の規定にかかわらず、1 3 5, 0 0 0 円とする。

8 第 2 条の規定の施行の日から第 3 条の規定の施行の日前までに君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例第 5 条第 1 項の規定によりされた改造の申込みであつて、給水管の口径を 1 3 ミリメートルから 2 0 ミリメートルに増径するものの給水申込加入金については、第 3 項の規定及び第 2 条の規定による改正後の君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の規定にかかわらず、1 3 7, 5 0 0 円とする。

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																
第1条による改正 (加入金) 第4条 省略 2 加入金の額は、給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。 <table> <tr> <th>給水管の口径</th><th>金額（円）</th></tr> <tr> <td>13ミリメートル</td><td>100,000</td></tr> <tr> <td>20ミリメートル</td><td>250,000</td></tr> <tr> <td>25ミリメートル</td><td>460,000</td></tr> </table> 3 省略 第2条による改正 (加入金) 第4条 省略 2 加入金の額は、給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。 表 省略	給水管の口径	金額（円）	13ミリメートル	100,000	20ミリメートル	250,000	25ミリメートル	460,000	(加入金) 第4条 省略 2 加入金の額は、給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。 <table> <tr> <th>給水管の口径</th><th>金額（円）</th></tr> <tr> <td>13ミリメートル</td><td>125,000</td></tr> <tr> <td>20ミリメートル</td><td>250,000</td></tr> <tr> <td>25ミリメートル</td><td>500,000</td></tr> </table> 3 省略 (加入金) 第4条 省略 2 加入金の額は、給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。 表 省略	給水管の口径	金額（円）	13ミリメートル	125,000	20ミリメートル	250,000	25ミリメートル	500,000
給水管の口径	金額（円）																
13ミリメートル	100,000																
20ミリメートル	250,000																
25ミリメートル	460,000																
給水管の口径	金額（円）																
13ミリメートル	125,000																
20ミリメートル	250,000																
25ミリメートル	500,000																

3 省略

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第3条による改正

(加入金)

第4条 省略

2 加入金の額は、給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。

給水管の口径	金額（円）
13ミリメートル	100,000
20ミリメートル	<u>270,000</u>
25ミリメートル	460,000

3 省略

3 省略

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(加入金)

第4条 省略

2 加入金の額は、給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。

給水管の口径	金額（円）
13ミリメートル	100,000
20ミリメートル	<u>250,000</u>
25ミリメートル	460,000

3 省略